　世羅町防犯対策用品購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町民の犯罪に対する抑止力の向上及び防犯意識の高揚並びに犯罪被害防止を図り、安心安全なまちづくりを推進することを目的として、住宅の防犯対策を実施する者に対して世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号）に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱における補助対象者は、次の全てに該当する者とする。

(１)　本町の住民基本台帳に記録された住所の住居に現に居住している者（借家に居住している場合、防犯カメラ等の設置について承諾を得た者）

(２)　世帯員全員が町税を滞納していないこと。

(３)　世帯員全員が世羅町暴力団排除条例（平成23年世羅町条例第11号）第２条第２号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。

(４)　防犯カメラを設置する場合、次の事項全てを遵守できること。

ア　犯罪被害の防止を目的として設置すること。

イ　設置場所や設置範囲に留意し、他人のプライバシーを侵害しないこと。

ウ　防犯カメラを設置している旨の表示をすること。

エ　撮影データを適正に管理し、警察、行政その他職務上必要な機関以外にデータの閲覧及び提供をしないこと。

オ　定期的な保守点検を行い、防犯カメラ機器を適切に管理すること。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が所有又は、賃借し、自らが居住する住宅（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。）において実施する別表に掲げる防犯対策に要する費用（原則、町内の店舗で購入したものとし、工事費、配送費等は除く。）とする。

（補助金の額）

第４条　この要綱による補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。ただし、クレジットカード等のポイントを使用した場合は、そのポイントに相当する額を除くものとする。

２　補助金の交付回数は、１世帯につき１回限りとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、世羅町防犯対策用品購入費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　購入した防犯対策用品の特徴や型式、品番等が記載されたカタログ、チラシ、パンフレット等の写し

(２)　防犯対策用品の購入日、購入店舗及び金額を明らかにする領収書の写し

(３)　借家の場合、貸主が防犯カメラ等の設置について同意した書面（様式第２号）

(４)　防犯対策の実施後の状況を確認できる写真（カラー印刷でも可）

(５)　世帯全員の住民票の写し

(６)　世帯全員の町税の滞納がないことを証明する書類

(７)　その他町長が必要と認める書類

（交付申請の時期等）

第６条　各年度４月１日から３月31日までの間とする。ただし、受付可能件数に到達した場合は、この限りではない。

（交付決定及び通知）

第７条　町長は、第５条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは、世羅町防犯対策用品購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付の条件）

第８条　補助対象事業により購入した防犯対策用品については、前条１項の規定による補助金の交付の決定をした日から起算して１年間は、補助金の交付の目的に反して、譲渡、交換、貸付、売却等を行ってはならない。

２　補助対象事業により生じた問題については、町は、一切の責を負わないものとする。

（変更申請）

第９条　交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに世羅町防犯対策用品購入費補助金変更（廃止）申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

(１)　申請書に記載した事項に変更が生じたとき。

(２)　申請を取り消ししようとするとき。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、世羅町防犯対策用品購入費補助金変更（廃止）決定通知書（様式第５号）により、交付決定者に通知するものとする。

３　第７条２項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

（補助金の請求）

第10条　交付決定者は、世羅町防犯対策用品購入費補助金交付請求書（様式第６号）　　に次の書類を添えて提出しなければならない。

(１)　申請者の振込先口座通帳の写し

(２)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第11条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(１)　虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(２)　第７条の規定による交付決定の日において、第２条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が不適当であると認める事情があるとき。

２　町長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しを行った場合には、その旨を世羅町防犯対策用品購入費補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条　町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

（調査への協力）

第13条　町は、必要があれば交付決定者の補助対象防犯対策用品の使用状況等についての調査を行うことができる。

２　交付決定者は、前項の調査に応じなければならない。

（関係機関への情報提供）

第14条　町長は、防犯カメラを購入した申請者（以下「防犯カメラ設置者」という。）の同意がある場合に限り、関係機関に対して、次の情報を提供できる。

(１)　防犯カメラ設置者の住所、氏名、連絡先

(２)　防犯カメラ映像の保存期間、映像を記録する媒体の種別

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

　別表（第３条関係）

　　補助対象の防犯対策用品一覧

|  |
| --- |
| インターフォン（来訪者の顔が屋内で確認できるもの。録画機能の有無は問わない。）、センサーライト、防犯カメラ（ダミーを含む。）、見守りカメラ（主に屋内を撮影するもの）、防犯ガラス、防犯ガラスフィルム、防犯対策効果のある錠、補助錠、人感チャイム、人感センサー、防犯アラーム（ドアや窓に異常があった際、音や警告灯で異常を知らせるものを含む。）、その他町長が防犯対策上有用と認める物。 |

　様式第１号（第５条関係）

世羅町防犯対策用品購入費補助金交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　世羅町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　世羅町大字

　　　　　　　　　　　　　　（フリガナ）

　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　世羅町防犯対策費補助金の交付を受けたいので、世羅町防犯対策用品購入費補助金交付要綱第５条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

１　購入した防犯対策用品（購入した防犯対策用品に✓を記入してください）

|  |
| --- |
| □　インターフォン（来訪者の顔が屋内で確認できるもの。録画機能の有無は問わない。）  □　センサーライト  □　防犯カメラ（ダミーを含む。）□　見守りカメラ（主に屋内を撮影するもの。）  □　防犯ガラス　□　防犯ガラスフィルム  □　防犯対策効果のある錠　□　補助錠  □　人感チャイム　□　人感センサー  □　防犯アラーム（ドアや窓に異常があった際、音や警告灯で異常を知らせるものを含  む。）  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　添付書類（添付した書類に✓を記入してください。）

□　購入した防犯対策用品の特徴や品番等が記されたカタログ、チラシ、パンフレット

　等（写しでも可）

□　購入日、購入店舗及び購入物品のそれぞれの金額が記載された書面（写しでも可）

□　（防犯カメラ等を借家に設置した場合）住居の貸主の同意書

□　防犯対策実施後の写真（カラー印刷したものでも可）

□　世帯全員の住民票の写し（次頁で承諾可能な方は省略可）

□　世帯全員の町税滞納がないことを証明する書類（次頁で承諾可能な方は省略可）

□　申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面に続く）

　様式第１号（第５条関係）

３　購入日（各年度４月１日以降に購入したもの）

　　　　　　　年　　　月　　　日

４　購入店舗（町内販売店名）

５　交付申請額等

　　購入総額　　金　　　　　　　円（消費税及び地方消費税含む、）

　　補助金交付申請額　　金　　　　　　　円（1,000円未満は切り捨て、上限10,000円）

６　調査の同意

□　世帯全員の住民基本台帳及び町税の納付状況について、関係公簿等を調査することに同意します。

□　世帯全員が暴力団員等ではなく、必要に応じて広島県警察本部に照会することに同意します。

□　（防犯カメラ設置の場合）関係機関と申請者の住所、氏名、電話番号の他、防犯カメラ映像の保存期

間、映像を記録する媒体の種別に関する情報を共有することに同意します。

□　町が私の購入した防犯対策用品の使用状況について調査を行うことに同意します。

７　確認事項

　□　以上の内容に虚偽はなく、購入した防犯対策用品は町内に所在する私が居住する

住宅に設置していることに相違ありません。

様式第２号（第５条関係）

同　意　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　世　羅　町　長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　下記事項に基づき、私の所有する物件に対して防犯対策を講じることについて、同

意します。

　なお、設置にあたり事故が発生した際には、当方と依頼者で解決します。

　１　依頼者　　住　所　　世羅町大字

　　　　　　　　氏　名

２　防犯対策の内容

　　□　防犯カメラの設置

　　□　センサーライトの設置

　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

様式第３号（第７条関係）

世羅町防犯対策用品購入費補助金交付（不交付）決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世　羅　町　長　　印

　　　年　　月　　日付で申請のあった世羅町防犯対策用品購入補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定したので、通知します。

　１　補助金の交付決定額　金　　　　　　　　円

　２　交付条件

　（１）　事業内容を変更するときは、届け出なければならない。

　（２）　世羅町補助金交付規則第20条の規定により、同条各号のいずれかに該当する

ときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または全部若しく

は一部の返還を命ずる。

　（３）　町が行う調査（アンケート等）または、資料の提出の求めがあった場合は、こ

れに応じること。

　３　不交付決定の理由

※　不要部分は、二重線で削ること

様式第４号（第９条関係）

世羅町防犯対策用品購入費補助金変更（廃止）申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　世羅町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　世羅町大字

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（フリガナ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　年　　月　　日付、第　　号の交付決定に係る事業について、変更（廃止）したいので、次のとおり申請します。

１　変更・廃止の内容及び具体的な理由

２　補助金交付変更額（変更の場合のみ記入）

交付申請額　　　　　　　　　 円

前回交付決定額　　　　　　　　　 円

変更増減額 　　　　　　　　 円

３　添付書類

□　新たに購入した特徴や品番等が記されたカタログ、チラシ、パンフレット等

（写しでも可）

□　（新たに防犯カメラ等を借家に設置した場合）住居の貸主の同意書

□　防犯対策実施後の写真（カラー印刷したものでも可）

□　その他町長が必要と認める書類（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

※　不要な箇所を二重線で削ること。

様式第５号（第９条関係）

　世羅町防犯対策用品購入費補助金変更（廃止）決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世　羅　町　長　　印

　　　年　月　日に世羅町防犯対策用品購入費補助金変更（廃止）申請については、

　　次のとおり、変更（廃止）を決定したので通知します。

　１　補助金の交付決定額　金　　　　　　　　円

　２　交付条件

　（１）　事業内容を変更するときは、届け出なければならない。

　（２）　世羅町補助金交付規則第20条の規定により、同条各号のいずれかに該当する

ときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、または全部若しく

は一部の返還を命ずる。

　（３）　町が行う調査（アンケート等）または、資料の提出の求めがあった場合は、こ

れに応じること。

※　不要箇所を二重線で削ること

様式第６号（第10条関係）

世羅町防犯対策用品購入費補助金交付請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　世羅町長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　世羅町大字

　　　　　　　　　　　　　　（フリガナ）

　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　世羅町防犯対策用品購入費補助金の交付決定を受けたので、関係書類を添えて

申請します。

　なお、補助金の交付決定後は、補助金を次の口座へ振り込んでください。

１　補助金請求額

　　金　　　　　　　　　円

２　振込先口座（該当箇所に〇を記入）



様式第７号（第11条関係）

世羅町防犯対策用品購入費補助金交付決定取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　世　羅　町　長　　印

　　　年　　月　　日付、第　　号の交付決定に係る事業については、次の理由により交付決定の取消が決定しましたので、世羅町防犯対策用品購入費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

　交付決定取消理由